

第3章

施策の展開

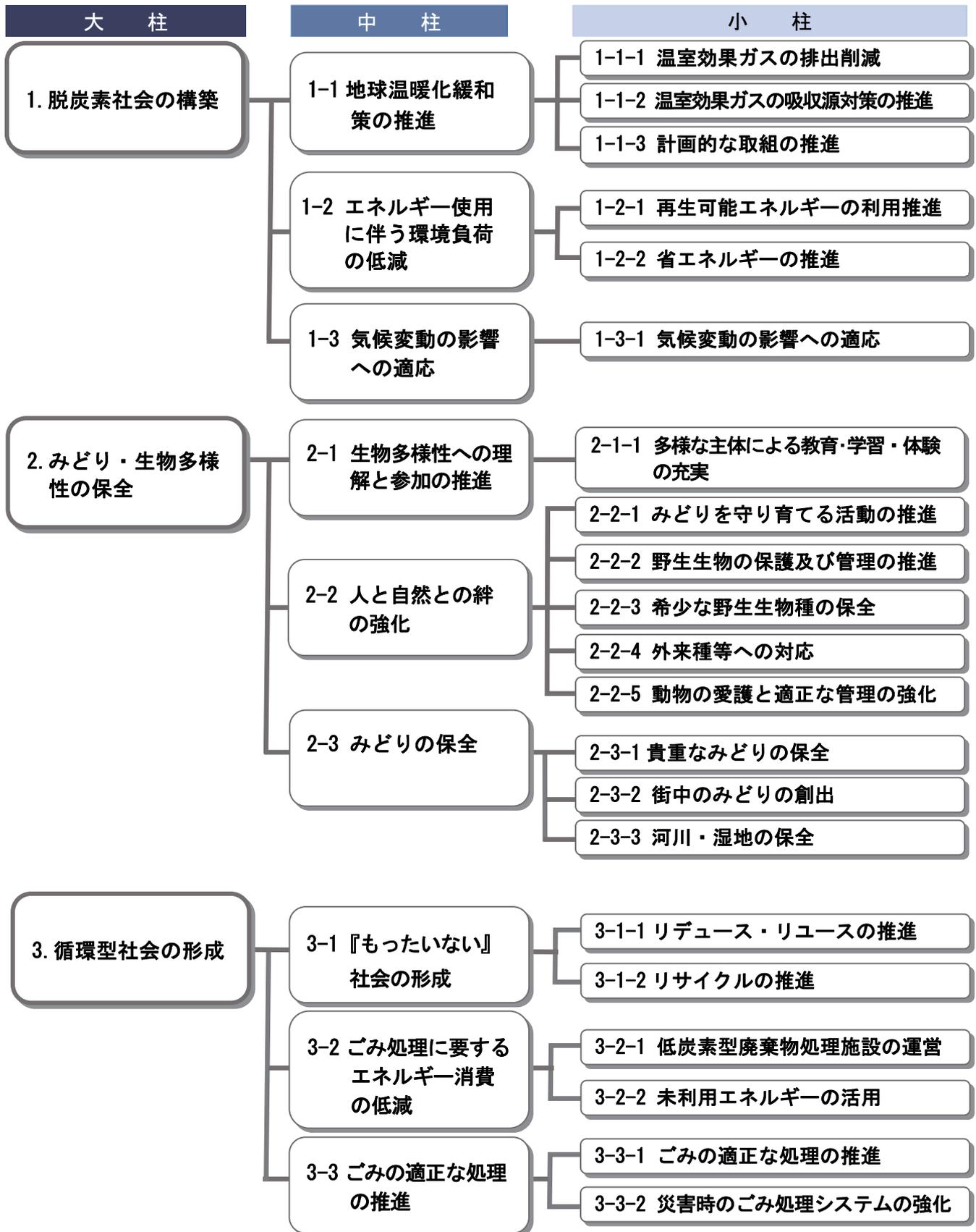
1. <脱炭素社会>脱炭素社会の構築
2. <みどり・生物多様性>みどり・生物多様性の保全
3. <資源循環>循環型社会の形成
4. <環境保全>大気・水環境等の保全
5. <都市環境>魅力的な都市環境の創造
6. <協働・実践・学習>

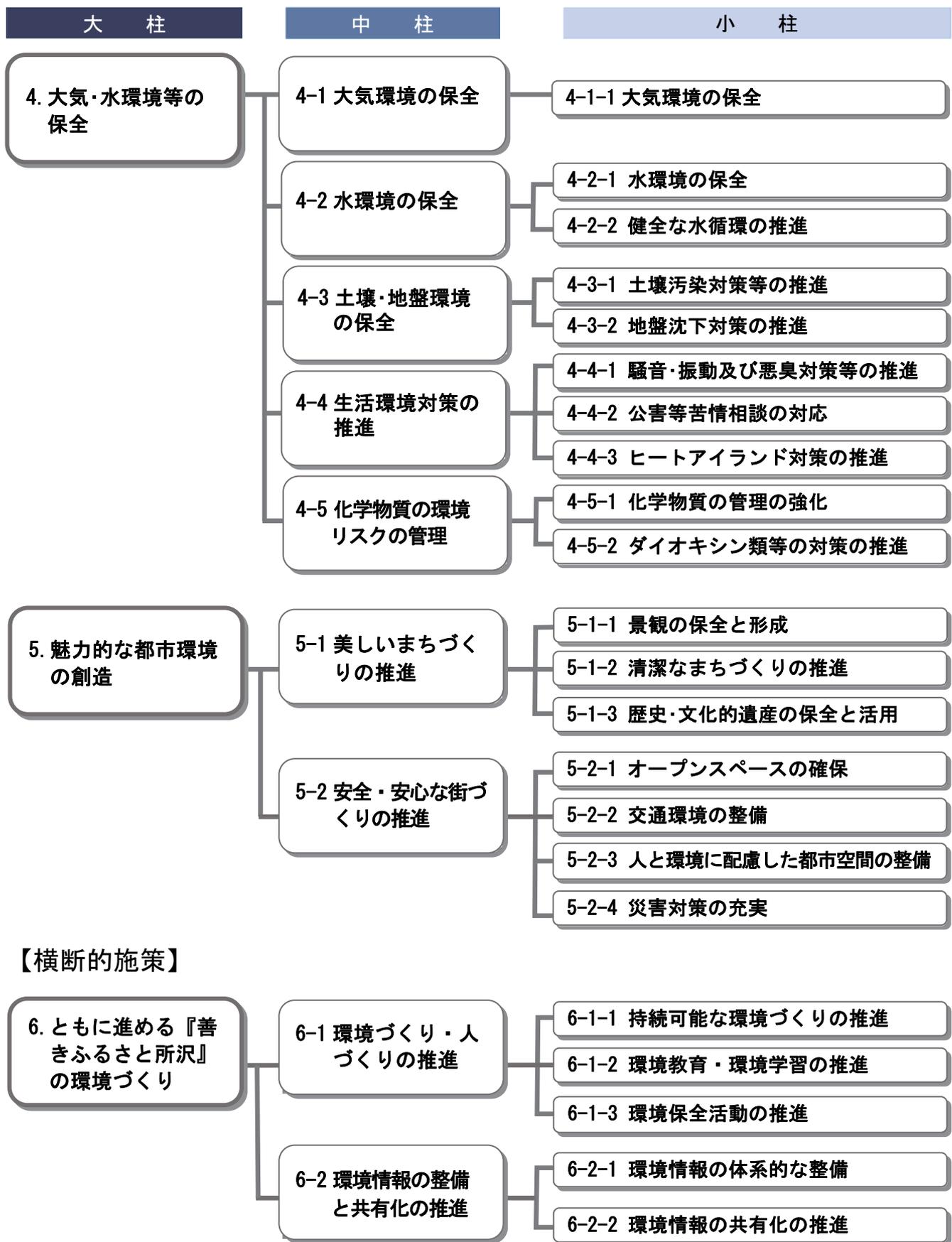
ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

第3章 施策の展開

施策の体系

【分野別施策】





【取組施策の見方】

(例)

取組施策	実施主体
① 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて、事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進します。	事 市
② 市民生活や事業活動で使用する機器・設備の省エネ化等を推進するため、補助金の啓発やインセンティブを付与する制度の創設を検討します。	市民 事 市
③ 温暖化防止活動の表彰等を通じて、市民の省エネ意識の醸成を図り、脱炭素型ライフスタイルの定着を推進します。	市民 事 市

取組施策とその施策の実施主体を表記しています。

実施主体において、**市** は所沢市、**市民** は市民、**事** は事業者を示し、主体的な関わりを表しています。**市民 事** (塗りつぶしていないマーク) は間接的な関わりを表しています。

【目標指標の見方】

(例)

No.1 市域における温室効果ガス排出量の削減率				単位：%				
① 基準値※1	0.0 2013年	④ 関係する主な施策体系 (中柱)	1-1 地球温暖化緩和策の推進					
② 最終目標値※2	51.0 (2030年度)	⑤ 年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
③ 方向性	↗		目標値	34.4	39.2	41.5	43.9	46.3
⑥ 説明	市内の家庭、企業、運輸等あらゆる活動から排出される温室効果ガス排出量の削減率です。目標値は、2013(平成25)年度を基準年度とし、2030年度までに51.0%の削減を目指すものです。							

①目標指標の現状の実績値を基準値としています。特に断わりのない限り、2022(令和4)年度の値です。なお、基準年度が異なる場合は、下段に示しています。

②目標指標の最終目標値です。2028年度における目標値を示しています。なお、最終目標年度が異なる場合は、最終目標値の下に表記しています。

③目標指標の目指す方向性です。「↗」は増加、「↘」は減少、「→」は維持を示しています。

④目標指標が主に関連する施策体系を中柱で示しています。

⑤後期計画期間(2024(令和6)年度~2028年度)の各年度の目標値を示しています。

⑥目標指標の内容の説明です。

【分野別施策】

1 脱炭素社会の構築

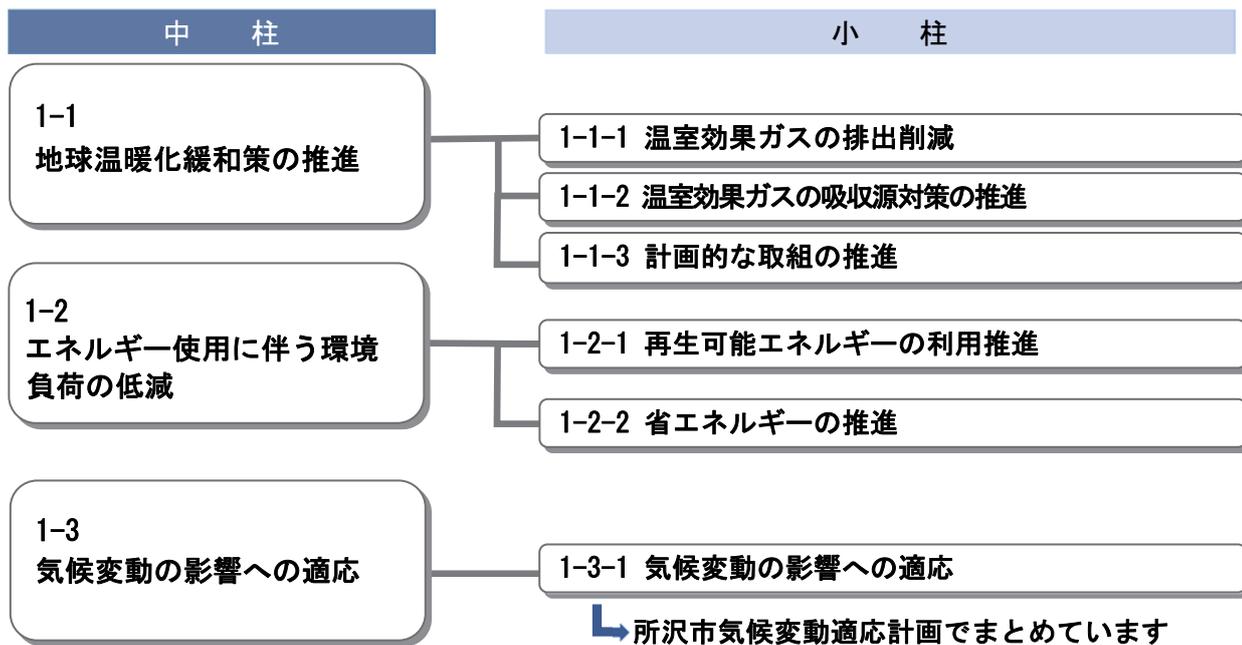
【基本方針】

地域から地球環境を支え、持続可能な環境づくりに取り組みます

私たちは、便利さや快適さの追求により、日常生活や事業活動の中で大量のエネルギーを消費し続けてきました。その結果、地球温暖化など人類の生存基盤に関わる地球規模の環境問題を引き起こし、その影響は、豪雨の増加や気温の上昇など身のまわりにも現れています。

地球規模の環境問題の解決や、次世代への影響を最小限度にとどめるため、本方針は、エネルギーの大量消費型のライフスタイルを見直し、特に身のまわりの活動からCO₂排出量などの環境負荷を減らす取組により、持続可能な社会を目指していきます。

施策の体系



現況と課題

【現況】

- 2022（令和4）年度における市域の温室効果ガス排出量は、114.8万t-CO₂（2013（平成25）年度）比で26.9%減）でした。これは、燃費改善などによる車両からの排出量の減少や、生産設備の省エネルギー化や節電などの省エネ対策が進んでいるものと推測されます。
- 部門別のCO₂排出量は、民生家庭部門、業務部門及び運輸部門が特に多く、各部門約3割を占めています。
- 地球温暖化による平均気温の上昇が一因と考えられる、夏の猛暑や集中豪雨の増加などの異常気象の発生が顕著になっています。

【課題】

- CO₂排出量の多い民生家庭部門の取組として、再生可能エネルギーの導入促進や、省エネルギーの啓発などのさらなる対策が求められています。
- 運輸部門の対策として、徒歩や自転車、公共交通機関の利用推進及びエコカーのさらなる普及推進のほか、交通環境の整備の推進が求められています。
- 温室効果ガスの排出抑制に取り組む「緩和策」を進める一方で、温暖化の影響と考えられる諸問題に対処する「適応策」に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

さらに削減を進めるべき民生家庭部門及び民生業務部門について、市域全体に省エネ対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの普及啓発も推進します。また、運輸部門については、公共交通機関の利用啓発、エコカーの導入促進、エコドライブの啓発等を推進していきます。



メガソーラー所沢



東部クリーンセンターEV 急速充電器

施策の内容

1-1 地球温暖化緩和策の推進

人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である地球温暖化問題の解決に向け、私たちの日常生活や事業活動を見直し、地球温暖化の主因である温室効果ガスの排出量を削減しなければなりません。

本市においても、市民・事業者・市が一体となって、身近な行動から、地球温暖化対策を推進します。

1-1-1 温室効果ガスの排出削減

2015（平成27）年に「パリ協定」が採択され、温室効果ガスのさらなる削減が求められています。本市においても、温室効果ガスの削減をさらに推進するため、エネルギー依存型のライフスタイルからの転換に資する取組を推進します。

取組施策	実施主体
① 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて、事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進します。	事 市
② 事業活動における再生可能エネルギー・省エネ設備の導入・利用のため、専用相談窓口の設置や助成制度の紹介など脱炭素経営に資する情報発信を進めます。	事 市
③ 市民生活や事業活動で使用する機器・設備の省エネ化等を推進するため、補助金の啓発やインセンティブを付与する制度の創設を検討します。	市民 事 市
④ 開発事業において、脱炭素型の建築物等への転換を誘導します。	市
⑤ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（エコカー）の普及を推進します。	市民 事 市
⑥ バスロケーションシステムや経路検索サービスでところバス・ところワゴンの情報をわかりやすく提供し、公共交通機関の利用を促進します。	市民 事 市
⑦ 安心・安全な通行を確保する歩道等の整備やシェアサイクルを進め、徒歩や自転車での移動を推進します。	市民 事 市
⑧ ふんわりスタート・ふんわりブレーキなどを実践するエコドライブの普及を推進します。	市民 事 市
⑨ グリーンスローモビリティの導入やEVカーシェアの普及を推進し、自家用車の所有や使用を抑制します。	市民 事 市
⑩ 徒歩・自転車、公共交通機関を利用した通勤（エコ通勤）や乗合い乗車等を推奨し、マイカーの利用自粛を呼びかけます。	市民 事 市
⑪ テレワークなど新たな暮らし方・働き方を取り入れることで移動を抑制し、温室効果ガスの排出量削減に努めます。	市民 事 市
⑫ 直売所の利用推進、各種啓発イベントの開催や学校給食への所沢農産物の導入を通じて、地産地消を推進し、輸送に伴うエネルギー消費を抑制します。	市民 事 市
⑬ 自動車の移動に伴う温室効果ガスを抑制するため、渋滞緩和につながる道路整備を進めます。	市

- ⑭ 道路照明灯のLED灯の導入・維持管理を進め、道路環境におけるエネルギー消費を抑制します。
- ⑮ 電気の供給、建築物の設計や改修等においては、温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を進めます。

		市
市民	事	市

1-1-2 温室効果ガスの吸収源対策の推進

温室効果ガスの削減のためには、二酸化炭素を吸収してくれるみどりが重要です。温室効果ガス削減のため、排出源対策だけでなく、吸収源対策も推進します。

取組施策	実施主体
① みどりの保全と創出を推進し、適切な樹林地の維持管理を通じて、二酸化炭素の吸収源を確保します。	市民 事 市
② 緑肥等利用により、環境負荷への軽減に配慮した環境にやさしい農業や、平地林の落ち葉をたい肥として利用する農法を推進します。	事 市
③ 温室効果ガスの吸収源に係る新たな技術やカーボンオフセット等について情報収集を進めます。	市

1-1-3 計画的な取組の推進

「地球温暖化対策推進法」第21条第1項及び第3項に基づく、「所沢市地球温暖化対策実行計画 事務事業編・区域施策編」により、計画的な取組を推進します。

取組施策	実施主体
① 市域における温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。	市
② 市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。	市

1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減

これまでのエネルギーに依存したライフスタイルを見直し、エネルギーの使用に際しては、環境に配慮する必要があります。再生可能エネルギーの利用率の向上等により、環境負荷の少ないエネルギーの使用とともに、省エネルギーを一層推進していきます。

1-2-1 再生可能エネルギーの利用推進

本市では、「マチごとエコタウン所沢構想」に基づき、メガソーラー所沢やフロードソーラー所沢の稼働など、積極的に再生可能エネルギーの利用を推進してきました。今後もさらなる再生可能エネルギーを推進するため、地域新電力事業や創エネ機器の導入推進を行います。

取組施策	実施主体
① (株)ところざわ未来電力などが供給する再生可能エネルギー由来の環境にやさしい電力の普及により、市域における再生可能エネルギーの利用率を高めます。	市民 事 市
② 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器や蓄電池などの蓄エネ機器の導入を推進します。	市民 事 市
③ 家庭向け PPA 型太陽光発電設備の導入を促進します。	市民 事 市
④ 再生可能エネルギーの普及を推進するため、公共施設や公共交通機関に太陽光発電システムなどを積極的に整備します。	事 市
⑤ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入を補助金交付により支援します。	市民 事 市
⑥ 脱炭素に係る新たな国の財政措置を活用した再生可能エネルギー設備の整備を検討します。	市
⑦ 再生可能エネルギーや未利用エネルギーに関する技術開発動向について情報収集を進めます。	市
⑧ 現状と再エネ導入時とのエネルギーコスト比較や、再エネ電力供給会社の複数比較など、再生可能エネルギー導入時に参考となる情報の発信を推進します。	市

1-2-2 省エネルギーの推進

市民の間でも省エネルギー意識が高まっています。さらに省エネルギーを推進するため、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた“デコ活”の推進などにより、さらなる意識の高揚を図ります。

取組施策	実施主体
① 温暖化防止活動の表彰等を通じて、市民の省エネ意識の醸成を図り、脱炭素型ライフスタイルの定着を推進します。	市民 事 市
② 住宅・事務所の脱炭素化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル、低炭素建築物、エコリフォームなど）を推進します。	市民 事 市
③ グリーンリース契約の推進などにより、ビルオーナー・テナントが一体となった脱炭素化を進めます。	事 市
④ 家庭エコ診断等を通じて、市民の省エネルギー機器・設備の導入を効果的に推進します。	市民 市
⑤ 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの“デコ活”（クールビズやウォームビズ、ライトダウンキャンペーン等）を推進します。	市民 事 市
⑥ 商品の原料割合や産地、カーボンフットプリントの明示化を推進します。	事 市



1-3 気候変動の影響への適応

「IPCC 第5次評価報告書」では、気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があることが示されると同時に、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動のリスクが高くなることが予測されています。

近年、市内においても、夏季の猛暑日が増加したり、大規模な自然災害が増加したりするなど、気候変動やヒートアイランド現象の影響によると思われる現象が起き始めています。

このため、気候変動の影響に対処するため、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・最小化する「適応」を進めることが重要です。政府は、「気候変動適応法」に基づき、「気候変動適応計画」を策定しています。

本市においても、同法に基づき、「所沢市気候変動適応計画」（第4章参照）を策定しました。また、「所沢市気候変動適応センター」を2022（令和4）年4月に設置しています。

1-3-1 気候変動の影響への適応

気候変動やヒートアイランド現象により考えられる影響への適応策については、第4章の「所沢市気候変動適応計画」でまとめています。

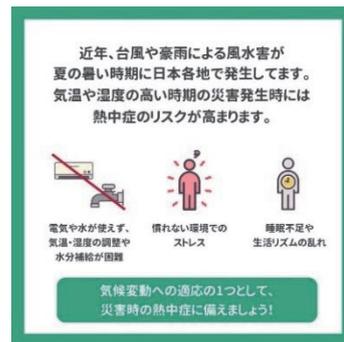
【コラム】気候変動適応センター

「所沢市気候変動適応計画」を策定するに当たり、市では2022（令和4）年4月に埼玉県気候変動適応センターと共同で、所沢市気候変動適応センターを設置しました。

所沢市適応センターの主な役割の一つが、気候変動影響や気候変動適応に関する情報の提供です。2023（令和5）年度には、以下のような取組を実施しました。

① SNS を活用した情報発信

情報発信の時期にあわせて、気候変動適応策の紹介や熱中症対策に関することを発信しました。右の画像は、台風が増える時期であることに着目し、災害時の熱中症対策について発信したものです。



② 企画展示「今こそ知ろう 気候変動と熱中症」の開催

市役所1階市民ホールにて、保健医療課と連携し、今後の気候変動予測や適応策、地球温暖化の進行によって増加するとされる健康被害として、熱中症とその対策を紹介しました。展示のほか、塩タブレットやミニボトルも配布しました。



目標指標（3項目）

No.1 市域における温室効果ガス排出量の削減率				単位：%				
基準値※1	0.0 2013年	関係する主な施策体系 (中柱)	1-1 地球温暖化緩和策の推進					
最終目標値※2	51.0 (2030年度)		年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↗	年度目標値	目標値	34.4	39.2	41.5	43.9	46.3
説明	市内の家庭、企業、運輸等あらゆる活動から排出される温室効果ガス排出量の削減率です。目標値は、2013（平成25）年度を基準年度とし、2030年度までに51.0%の削減を目指すものです。							

No.2 再生可能エネルギーの導入量				単位：MW				
基準値※1	43.1	関係する主な施策体系 (中柱)	1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減					
最終目標値※2	73.3 (2030年度)		年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↗	年度目標値	目標値	50.0	53.3	57.4	61.4	65.3
説明	国で認定されている市内の再生可能エネルギー設備の総出力数と、家庭や事業所での太陽光発電設備導入量（推計値）を合算した値です。国で認定されている市内の再生可能エネルギー設備の総出力数については、国が公表している統計データを使用し算出しています。目標値は、2030年度までに73.3MWを目指すものです。							

No.3 市内の熱中症による死亡者数				単位：人				
基準値※1	1	関係する主な施策体系 (中柱)	1-3 気候変動の影響への適応					
最終目標値※2	0		年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↘	年度目標値	目標値	0	0	0	0	0
説明	市内で発症した熱中症による死亡者数です。目標値は2028年まで、0人を達成維持するものです。							

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。

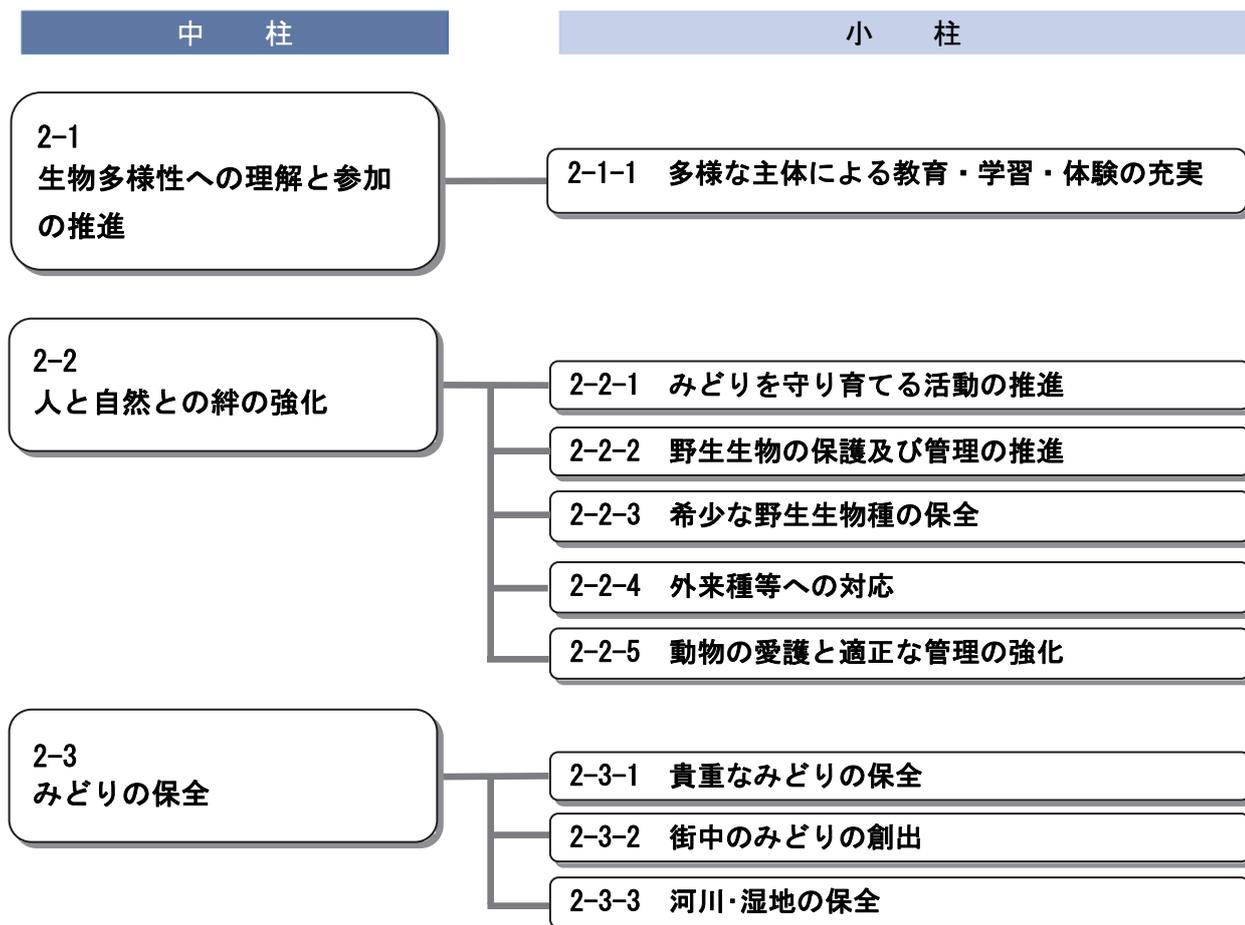
2 みどり・生物多様性の保全

【基本方針】

人と自然の共生に向け、みどりの保全・創出に取り組みます

市内には、豊かな自然環境が多様に存在し、それぞれの環境に適応した多くの野生生物がみられます。特に、狭山丘陵は首都圏近郊では野生生物の最大の生息・生育地といわれています。多様な野生生物の生息・生育地と生物多様性を守るためには、まとまったみどりをはじめとする多様な自然環境を残すことや、ホタルやミヤコタナゴなどが生息する自然の再生が求められています。これらの取組を通してみどりや生物多様性の保全を図っていきます。

施策の体系



現況と課題

【現況】

- 市内の緑被状況は、市街化区域で約 14%、市街化調整区域で約 61%、全体で約 43%が緑に覆われています。樹林地は市域の約 12%を占め、そのほとんどが市街化調整区域に分布しています。樹林地の植生は落葉広葉樹二次林・自然林が約 80%（約 669ha）となっています。
- 市内におけるみどりを保全するため、法律や条例により土地利用を規制、都市公園の整備及び公共施設の緑化等を進めており、2017（平成 29）年度における緑地の確保量は 2,174ha となっています。
- 「みどりのパートナー」制度を設け、街中の公開利用ができる敷地の緑化推進と良好な樹林地の保全を市民協働により進めています。2022（令和 4）年度における緑化の推進を行う団体は 35 団体で 663 人、みどりの保全を行う団体は 25 団体で 854 人となり、合計 1,517 人の登録となっています。
- みどりとふれあいの場や自然に直接触れる機会を設けるため、遊歩道等の整備やみどりのふれあいウォークなどのイベント、講習会等を実施しています。2022（令和 4）年度のみどりのふれあいウォークには 1,363 人の参加がありました。
- 市民協働による樹林地等の保全活動により、生物の生息空間が守られています。
- 法令に基づき、鳥獣の保護を図っており、特定外来生物については、埼玉県計画に基づき、捕獲を行っています。
- 2020（令和 2）年度に策定した「生物多様性ところざわ戦略」を基に、将来にわたって自然の恵みを受け続けられるよう、緑地保全制度の指定や緑地の購入等による生物生息空間の保全や生きものにふれあうきっかけとなる森づくり等、生物多様性を守るための取組を進めています。

【課題】

- 市民協働の取組の推進やみどりの保全活動等に関して、啓発の継続が求められています。
- 制度の活用等により、市民協働による継続的なみどりの保全・創出が必要です。
- 本市のみどりの魅力を市民により広く知ってもらうため、自然とふれあいイベント等の充実が求められています。

【今後の方向性】

市民協働の取組の推進やみどりの保全活動等に関してさらに啓発を進めることが求められています。そのため、みどりのふれあいウォークなどのみどりとふれあう機会、場の創出や充実を図っていきます。また、樹林地の保全の推進や市街地の緑化の推進に引き続き取り組んでいきます。

施策の内容

2-1 生物多様性への理解と参加の推進

希少な野生生物から身近な生物までの多様な生物・生態系の保護・保全には、各主体が協働して取り組む必要があります。各主体の協働取組や主体的な取組を推進するため、多様な主体による教育や学習・体験の場の充実を図ります。

2-1-1 多様な主体による教育・学習・体験の充実

身近なみどりや生物に関心を持ってもらうためには、学校だけでなく様々な主体による教育・学習・体験が有効です。「みどりのパートナー」などの活動の推進や環境イベントの実施、普及啓発活動の推進などを行います。

取組施策	実施主体
① 「みどりのふれあいウォーク」などのイベントの実施により、自然体験の充実を図ります。	市
② 市民の生物多様性に対する理解や関心を高めるため、環境学習や普及啓発活動を推進します。	市民 事 市
③ 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするために、市民との協働による公園管理を推進します。	市民 事 市
④ 樹林地の保全活動を推進するため、「みどりのパートナー（保全団体）」などの市民協働による活動を推進します。	市民 事 市
⑤ 街中における憩いの場などを創出するため、「みどりのパートナー（緑化団体）」の活動を推進します。	市民 事 市
⑥ 市民団体等が行うこどもエコクラブの活動を支援し、子どもたちの環境教育の機会を創出します。	市民 事 市
⑦ 小・中学校において、身近なみどり（学校ファーム・ビオトープ・学習林等）の活用により、環境教育を推進します。	市民 市
⑧ 学校教育においてみどりの保全などの環境学習や農業体験を推進します。	事 市
⑨ 市民の自然とのふれあいや環境学習の機会の創出などを図るため、身近なみどりで自然を楽しむ活動等を行う市民団体の活動を支援します。	市民 市

2-2 人と自然との絆の強化

これまでの自然を克服する生活を見直し、自然と調和する生活への変革が必要です。私たちに直接的に影響を与える生物でなくとも、私たちが食べている作物等を通し、間接的に私たちも影響を受けるといった場合があります。生態系に影響を与える恐れのある外来種等に対応することで、絶滅の危機に瀕している種を保護し、生態系の保全を図ります。

2-2-1 みどりを守り育てる活動の推進

みどりを守り育てるため、みどりの保全管理の知識や技術の普及、活動の推進などを図ります。

取組施策	実施主体
① みどりの質を高め、将来に継承するため、緑地保全制度が指定された樹林地等において市民・市民団体との協働による適切な保全管理を進めます。	市民 事 市
② 樹林地の成り立ちや管理の手法、植生など、樹林地の保全管理に関する知識や技術の普及に努めます。	市民 事 市
③ 市街地における緑化を推進するため、みどりのパートナー制度などの地域緑化制度の充実を図り、地域における緑化活動を推進します。	市民 事 市
④ 農産物の地産地消を推進し、新鮮で安心・安全な農産物を求める市民のニーズに応える地域農業を振興します	事 市
⑤ 所沢農産物を取り扱った直売所ガイドブックやレシピの作成など、地産地消に触れる機会を増やします。	市
⑥ 緑肥等利用により、環境負荷への軽減に配慮した環境にやさしい農業や、平地林の落ち葉をたい肥として利用する農法を推進します。（再掲）	事 市
⑦ 農業後継者や新規就農者を確保し、農地の維持を図ります。	市民 事 市
⑧ 農業祭や農作物収穫体験などを通じて、生産者と消費者の相互理解を深め、都市農業を推進します。	市民 事 市
⑨ 給食での地元産の食材の利用やレシピの共有、地元産の食材を扱う食品加工会社・飲食店の認証等により、地産地消に触れる機会を増やします。	市



樹林地の保全活動

2-2-2 野生生物の保護及び管理の推進

野生生物の保護を進めるため、鳥獣保護区等の指定がされています。生育・生息環境の保全や環境にやさしい農業の推進等により、野生生物の保護に努めます。

取組施策	実施主体
① 樹林地や河川などの所有者・管理者と連携して、野生生物の保護に努めます。	市民 事 市
② 野生生物等への影響を抑制するため、化学肥料の適正使用や農薬の使用抑制を行う環境にやさしい農業を推進します。	市民 事 市
③ 野生生物の生息・生育環境を保全するため、樹林地や水辺、農地の保全により、それらを繋ぐエコロジカル・ネットワークの形成に努めます。	市民 事 市
④ 野鳥の異常死等の把握に努め、鳥インフルエンザ対策に取り組みます。	市民 事 市

2-2-3 希少な野生生物種の保全

希少な野生生物種の保全のため、生息・生育状況の把握や生態系の保全を行います。

取組施策	実施主体
① 生物多様性の保全を進める基礎資料とするため、市内における野生生物の生息・生育状況の把握に努めます。	市民 事 市
② 市内に生息・生育する希少な野生生物種を保存し、良好な生態系の保全に努めます。	市民 事 市
③ 国の天然記念物であるミヤコタナゴの種の保存に努めます。	市民 事 市



ミヤコタナゴ

2-2-4 外来種等への対応

生態系や人の生活等に被害を与える有害鳥獣や、生態系に影響を与える恐れのある外来生物への対策を推進します。

取組施策	実施主体
① 生態系や人の生活等への被害を防止するため、有害鳥獣の防除対策を推進します。	市
② 生態系に影響を与える恐れがあるアライグマやカミツキガメ等の外来生物について、飼養禁止の啓発や防除など、外来生物対策を推進します。	市民 事 市

2-2-5 動物の愛護と適正な管理の強化

愛玩動物は人々の心を癒してくれる存在です。飼い主が責任をもって愛玩動物を飼養するよう啓発を進めるとともに、生態系の保全や狂犬病の防止の観点からも適正管理を推進します。

取組施策	実施主体
① 犬や猫などの愛玩動物の適正な飼養を推進するため、啓発看板の作成や飼い方教室の開催等を行います。	市民 事 市
② 狂犬病を予防するため、犬の登録や予防注射を進めます。	市民 事 市
③ 市民団体等が進める地域猫（特定の飼い主がない猫。いわゆる野良猫。）活動を支援し、地域猫による生活環境への影響を低減します。	市民 市



2-3 みどりの保全

市内には、狭山丘陵をはじめ雑木林（武蔵野の平地林等）、^{さんとめしんでん}三富新田などの豊かなみどりが存在し、また、市街地には、所沢航空記念公園に代表される公園緑地など、様々な緑地が存在しています。さらに、河川や湿地などの水環境や、農業用水や飲料用水の確保のためにつくりあげられた湖・用水路などの多様な水辺にも恵まれています。私たちの生活に潤いや恩恵をもたらすみどりを、各主体が協力し、保全・創出することが必要です。さらには、みどりの豊かさを享受できる緑地や水辺を活かした散策路など、みどりとふれあいの場の創出も求められます。

2-3-1 貴重なみどりの保全

市内には、狭山丘陵や雑木林（武蔵野の平地林等）、^{さんとめしんでん}三富新田などの豊かな自然環境が存在し、私たちの生活に潤いや恩恵をもたらしています。これらのみどりあふれる環境を次世代に残すため、樹林地、里山の保全や農地の保全を行うとともに、みどりとふれあう場を創出し、みどりの保全に対する意識の高揚等を図ります。

取組施策	実施主体
① 関係法令等に基づく緑地保全制度の指定により、本市のみどりの核である狭山丘陵や平地林などのまとまった緑地を保全します。	市民 事 市
② 農地の流動化・集約化を推進し、優良農地の創出に努めます。	市民 事 市
③ 無秩序な開発などによる農地の減少を抑制するため、「農地法」や「農業振興地域の整備に関する法律」の適切な運用等を行い、秩序ある農地の保全を推進します。	市民 事 市
④ 広域的に河川や緑地がつながる「水とみどりがつくるネットワーク」の構築を進め、みどりのふれあいの場を創出します。	市民 事 市



くぬぎ特別緑地保全地区



三富新田

2-3-2 街中のみどりの創出

みどりは、二酸化炭素の吸収効果や気温低減効果といった環境に良好な影響を与えるほか、風景に彩りを加え、魅力的な環境を作り出す一助となります。街中のみどりを創出し、魅力的な環境づくりに寄与します。

取組施策	実施主体		
① 地域の特徴を活かし、多くの人が集う魅力ある公園づくりを推進します。			市
② 暮らしに潤いを与える身近な公園の整備を推進します。			市
③ 街中に残る樹林や樹木を保全するため、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づく保存樹林・保存樹木に指定します。	市民		市
④ 道路、公園、学校などの公共公益施設の緑化に取り組みます。	市民	事	市
⑤ 建築協定や緑地協定などの緑化制度の普及に努め、地域の緑化を推進します。	市民	事	市
⑥ 屋上緑化や壁面緑化、公園の緑地の整備・保全を進めます。	市民	事	市

2-3-3 河川・湿地の保全

河川・湿地の保全のため、協働による清掃活動や自然環境に配慮した川づくりを推進します。また、本市の特徴である水辺や緑地に親しむための場を創出し、水辺を含むみどりの保全に対する意識の高揚等を図ります。

取組施策	実施主体		
① 市民との協働により、河川の保全活動や清掃活動等を行い、水辺環境を保全します。	市民		市
② 地域の市民団体等との協働により、市民が安心して親しめる水辺を創出し、多自然川づくりを推進します。	市民		市
③ ホタルやタナゴなどの水生生物の生息・生育空間を確保するなど、自然環境に配慮した川づくりを推進します。	市民	事	市
④ 復田作業等を行う市民団体の活動を支援し、湿地（田んぼ）の保全に取り組みます。	市民		市
⑤ 広域的に河川や緑地でつながる「水とみどりがつくるネットワーク」の構築を進め、みどりのふれあいの場を創出します。（再掲）	市民	事	市
⑥ 治水と生物多様性の環境の保全を両立するため、護岸の整備に替えて用地を取得することにより、自然河岸を後世に残し、みどり豊かな水辺を保全します。	市民	事	市

目標指標（3項目）

No.4 みどりとふれあうイベントの参加者数					単位：人/年				
基準値※1	1,363	関係する主な施策体系 (中柱)	2-1 生物多様性への理解と参加の推進						
最終目標値※2	2,100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
説明	「みどりのふれあいウォーク」や緑化講座等の本市の豊かなみどりを活用したイベントや講座への参加者数です。目標値は、年間2,100人の参加を目指すものです。								

No.5 みどりのパートナーの登録者数					単位：人/年				
基準値※1	1,517	関係する主な施策体系 (中柱)	2-1 生物多様性への理解と参加の推進 2-2 人と自然との絆の強化						
最終目標値※2	1,600	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	1,540	1,555	1,570	1,585	1,600	
説明	市民協働によるみどりの保全・創出を目的に創設した、「みどりのパートナー制度」の登録者数です。目標値は2028年度までに1,600人の登録を目指すものです。								

No.6 新たなみどりの確保量					単位：ha				
基準値※1	103.4	関係する主な施策体系 (中柱)	2-3 みどりの保全						
最終目標値※2	110.0	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	基準値以上					110.0
説明	エコロジカル・ネットワーク形成のため、「所沢すみどりの基本計画」に規定する地域制緑地を新規指定・拡大、指定替え（保全強化）した累計の面積です。目標値は、2028年度までに110.0haの確保を目指すものです。								

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。

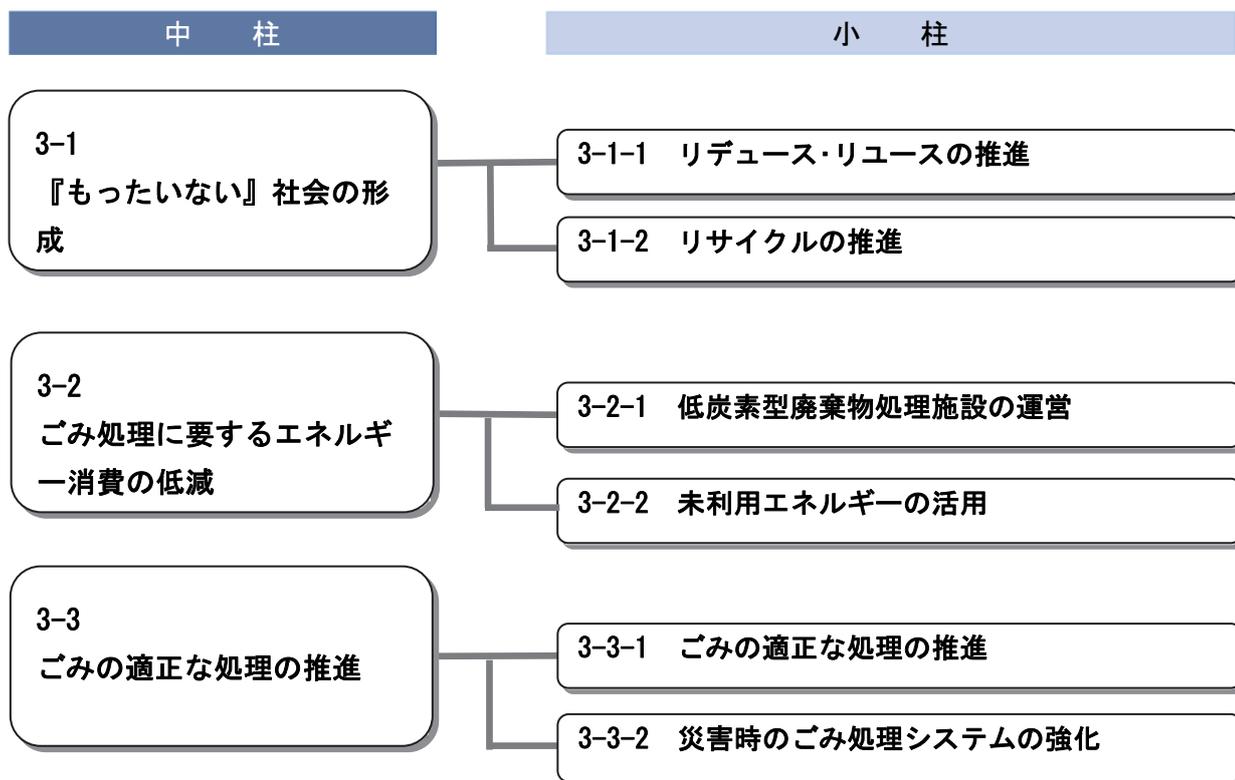
3 循環型社会の形成

【基本方針】

循環型社会の形成に向け、ごみの減量・資源化に取り組みます

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、3R『ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）』に基づいた循環型社会の形成を目指します。

施策の体系



現況と課題

【現況】

- ・市内の総ごみ量及び市民1人当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。また、現在、「小型家電製品」、「古着・古布」、「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」などの分別収集により、ごみ減量が進んでいる中、約30%の資源化率を維持しています。
- ・自治会・町内会等の団体が自主的に実施している集団資源回収に対し、報償金の交付などにより活動を支援しており、新聞・雑誌の発行部数の減少といった状況にある中、雑がみや段ボールの回収を推進することにより、一定の回収量を維持しています。
- ・クリーンセンターから排出される排ガスについては、国等の基準より厳しい自主基準値のもと運転管理を行っています。2022（令和4）年度における、東部・西部クリーンセンターからの排ガス中のダイオキシン類に係る自主基準達成率については、100%を達成しています。
- ・中間処理施設について、東部クリーンセンターでは竣工後13年が経過したことから、2017（平成29）年度～2020（令和2）年度にかけて延命化工事を実施しました。また、より安定したごみ処理の推進のため、東部・西部クリーンセンターにおいて、長期包括運営委託を実施しています。

【課題】

- ・ごみの減量に関する取組の継続的な推進が重要です。また、総ごみ量に対する燃やせるごみ量を減らすため、雑がみ等の分別徹底の周知や食品ロス削減の啓発の強化が必要です。
- ・リユース・リサイクルの取組の継続的な推進が必要です。
- ・中間処理施設については、長期包括運営委託による、周辺環境に配慮した安定的な施設の運営が求められています。
- ・新たな最終処分場の確保のため、引き続き、地元の皆様や地権者の皆様のご理解・ご協力を得ながら整備を進めていくことが必要です。

【今後の方向性】

市民や事業者に対し、引き続きごみの減量・資源化について働きかけるとともに、特に「燃やせるごみ」として排出されてしまう「雑がみ」や2016（平成28）年4月より全市的に集積所収集を開始した「古着・古布」「剪定枝や枯葉」の資源化など、焼却ごみの削減に向けた新たな取組なども検討していきます。

市内には現在、最終処分場がなく、県営の最終処分場や県外の民間最終処分場で埋立処分をしていますが、自区内処理の原則から、市内に新たな最終処分場を確保する必要があります。現在、2025年10月の施設の供用開始を目指し、地元の皆様などのご理解・ご協力を得ながら、事業を進めています。

施策の内容

3-1 『もったいない』社会の形成

私たちの日常生活や事業活動から排出されるごみは、その処理において様々な問題が発生しています。このごみの処理の問題に対し、第一に取り組むべき事項としては、ごみを減らすための対策を実行することです。そのためには、市民・事業者・市が一体となって、ごみを出さない行動を意識し、ごみの減量に努めなくてはなりません。

3-1-1 リデュース・リユースの推進

ごみをなるべく排出しない（リデュース）ための取組や、使える物はごみにせず再使用する（リユース）取組により、廃棄物の発生抑制を推進します。



もったいない市

取組施策	実施主体	
① 講習会や広報紙、市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の多様な広報媒体等を通じ、ごみの減量やリサイクルの必要性を市民に啓発し、ごみの発生・排出抑制の自発的行動を推進します。	市民	市
② 燃やせるごみの多くを占める生ごみの発生を抑制するため、食材の買い過ぎ・食べ残しをしない、排出時には水切りを徹底するといった市民意識の醸成を図ります。	市民	市
③ 販売店と協力して食品等の手前取り（消費期限・賞味期限の近いものから購入）やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した食品ロス削減に向けた情報発信などを推進し、販売店から発生する食品ロスを削減します。	市民	事 市
④ 事業者のごみ減量に関する意識を高める指導・啓発を行い、包装の非プラスチック化や量り売りの導入を推進します。		事 市
⑤ 食べきりサイズでの提供や持ち帰りの対応等を行う飲食店と協力し、飲食店等から発生する食品ロスを削減します。	市民	事 市
⑥ 幼少期からリデュース・リユースに関する環境意識を高め、マイバッグの利用やエコマーク製品の使用などを行えるよう、小学生用副読本等の教材を作成します。	市民	市

- | | | |
|---|----|-----|
| ⑦ 「もったいない市」やフリーマーケット等の開催情報の発信、リユースが広がる事業者との連携・アプリの活用により家庭の不用品などのリユースを推進します。 | 市民 | 市 |
| ⑧ リサイクルふれあい館エコロにおいてリユース品の展示や頒布を行い、リユースを実践します。 | 市民 | 市 |
| ⑨ リユースやリサイクルに関する体験講習会等を開催し、市民の「もったいないの心」を醸成します。 | 市民 | 事 市 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3-1-2 リサイクルの推進

資源循環の観点から、リサイクルの推進も重要です。市民・事業者・市が互いに協力、支援しながら、それぞれの役割分担を明確にし、より一層の資源化に努めます。

取組施策	実施主体	
① ごみ分別を徹底する市民意識を醸成し、プラスチックやペットボトルなどの質が高いリサイクルを推進します。	市民	市
② 事業者に分別を徹底する指導を行い、資源化を推進します。	事	市
③ 生ごみや廃食用油の資源化を進め、家庭等から発生する食品廃棄物のリサイクルを推進します。	市民	事 市
④ 集団資源回収など市民との協働取組を充実させ、古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール）等のリサイクルを一層推進します。	市民	市
⑤ 3Rに関する情報や知識を発信し、市民のリサイクル活動を推進します。	市民	市
⑥ 公共工事等においては、建築資材のリサイクル品や再使用品の使用を進めます。	事	市
⑦ 小・中学校での教育活動においては、給食の残渣及び牛乳パックのリサイクルを進めます。	事	市
⑧ 市民・事業者への啓発・情報発信を通じて、再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品など環境への負荷の少ない製品の購入や利用を推進し、資源の有効利用やごみの削減に努めます。	市民	事 市
⑨ 紙おむつや剪定枝等の資源化について新たな技術の研究を進め、より効果的・効率的なごみ減量方策の導入を検討します。		市

【コラム】 剪定枝の活用方法

処理するには手間やコストがかかる剪定枝ですが、リサイクルして有効活用する方法もあります。

・燃料化

…固形燃料・バイオコークス・バイオガス（メタン化）・液体燃料 など

・チップ化

…道路の舗装材・家畜施設の敷料・園芸で使うマルチング材 など



移動式チッパーでのチップ化

活用事例

- ・町田市：剪定枝を回収 → 破碎・発酵させて、良質で安価な**剪定枝たい肥**（土壌改良材）に
- ・八王子市：市内公園の剪定枝を燃料とした**木質バイオマスボイラー**と足湯を設置

出典：木質バイオマスエネルギー利用のための林地残材等の効率的収集の取組事例（林野庁）

【コラム】 紙おむつのマテリアルリサイクル

紙おむつは赤ちゃんのお世話だけではなく、高齢者の介護においても必需品と言えます。今後高齢化が進むことで使用量が増えると見込まれており、一部でリサイクルの取組が進んできました。

紙おむつは、パルプ・合成樹脂・高分子吸収材（SAP）などでできており、これらは殺菌処理などをした上で再生利用等が可能な素材です。それぞれ段ボール・ペレット・吸水シートとして再生されたり、新しい紙おむつの原料として利用されたりします。



焼却処理と比べて約 40%の CO₂ が削減できるほか、専用袋での回収による保育園等での管理の手間や匂いの削減、高齢者へのごみ出し支援による見守り社会の形成、関連ビジネスを通じた雇用創出など、副次的な効果も見込めます。

出典：使用済紙おむつの再生利用等の促進プロジェクト検討結果取りまとめ（環境省）

3-2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減

ごみ処理の過程においては、多量のエネルギー消費及び温室効果ガスの排出を伴います。これらの過程において省エネや創エネを図ることで、ごみ処理に要するエネルギー消費を低減し、温室効果ガス排出量を削減していきます。

3-2-1 低炭素型廃棄物処理施設の運営

ごみの収集、処理に関する過程では、ごみ収集車から出る排気ガス、ごみ焼却の際の排出ガスなど、多くの温室効果ガスが発生します。ごみ焼却施設への省エネ設備の導入やごみ収集車の低燃費車・EVパッカー車等の導入などにより、廃棄物処理施設の低炭素化を推進します。

取組施策	実施主体
① 東部・西部クリーンセンターにおいては、ごみ焼却施設の燃焼制御の改善や施設運営等による省エネ性能の向上を図り、脱炭素社会の形成に貢献します。	市
② ごみ収集に係る温室効果ガスを削減するため、効率的な回収を行うとともに、低燃費車やEVパッカー車等を導入します。	市

3-2-2 未利用エネルギーの活用

ごみの焼却処理の際に発生する熱エネルギーを活用し、発電することで、再生可能エネルギーの創出に取り組みます。

取組施策	実施主体
① 東部クリーンセンターにおいては、ごみ焼却施設の効率的な熱回収を行い、再生可能エネルギーを創出します。	市



東部クリーンセンター

3-3 ごみの適正な処理の推進

ごみ処理の過程において、消費するエネルギーの低減や、リサイクル可能なものはリサイクルし、効率的な処理を行うため、市民・事業者・市がそれぞれ協力したごみの適正な処理を推進します。

3-3-1 ごみの適正な処理の推進

ごみを適正に処理するため、ごみ分別パンフレットやスマートフォン用アプリケーションを活用し、分別の徹底を推進します。また、環境に配慮したごみ処理の推進、最終処分場の整備など、多方面から適正処理の推進に向けた取組を行っていきます。

取組施策	実施主体	
① 環境に配慮した適正なごみ処理を安定的に進めます。	市	
② 東部・西部クリーンセンターや衛生センターでは、関係法令に基づき、安全で安定したごみ・し尿の処理を行います。	市	
③ ごみ分別パンフレットやスマートフォン用アプリケーションを活用し、ごみ分別の徹底を推進します。	市民	市
④ 東部・西部クリーンセンターのごみ焼却施設では、排出ガスに係るばいじんやダイオキシン類等の規制基準及び自主基準を遵守します。	市	
⑤ 各種ごみ減量施策を進めるにあたっては、将来世代との負担の公平性に留意し、市民意識の向上や新技術の導入など様々な減量・資源化の手法を複合的に実施して、その効果を高めるよう努めます。	市民	市
⑥ ごみの不法投棄を防止するため、警察機関や地域住民等と連携し、パトロールなどの監視体制を強化します。	市民	事
⑦ 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、監督官庁である埼玉県との連携を図ります。	市	
⑧ より環境負荷の少ないごみ処理の推進のため、周辺環境に配慮した最終処分場の整備を推進します。	市	
⑨ ごみ処理及び再生利用等を効率的に進めるため、各種協議会等を通じて、近隣市町との協力・連携の充実を図ります。	事	市

3-3-2 災害時のごみ処理システムの強化

災害時には多量の災害廃棄物が発生します。これらのごみは環境面に悪影響を及ぼすのみならず、復興活動を阻害する要因にもなります。災害時に発生するごみについて円滑に処理できるよう、事前に処理方法について計画し、有事に備えます。

取組施策

実施主体

- ① 災害時に発生する多量のごみを円滑に処理するため、所沢市災害廃棄物処理計画を策定し、体制整備を進めます。

市



第2一般廃棄物最終処分場(やなせみどりの丘)完成予想図

目標指標 (2項目)

No. 7 市民 1 人当たりのごみ排出量					単位：g/人・日				
基準値※1	448	関係する主な施策体系 (中柱)		3-1 『もったいない』社会の形成					
最終目標値※2	404	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↘		目標値	441	432	423	413	404	
説明	市民 1 人当たりが 1 日に出すごみ量（集団資源回収等を除く）です。目標値は、2028 年度までに 404g を目指すものです。なお、目標値は所沢市一般廃棄物処理基本計画の改訂時に変更の可能性があります。								

No. 8 ごみ焼却発電による電気使用量賄率					単位：%				
基準値※1	100	関係する主な施策体系 (中柱)		3-2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	100	100	100	100	100	
説明	東部クリーンセンターにおけるごみ焼却に伴い発電した電気の場内電気使用量に対する割合です。目標値は 2028 年度まで継続して 100% とすることを旨とするものです。								

※1 断りのない限り、2022（令和 4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028 年度における目標の値です。

【コラム】 一人ひとりができること

2022（令和4）年度に開催した所沢版気候市民会議「マチごとゼロカーボン市民会議」第1回では、「ゼロカーボンを実現するために普段の生活で取り組んだ方がよいこと」について意見交換を行いました。そこで出てきた参加市民の皆さまのご意見の一部は、環境省のホームページにあるデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）アクションと共通するものが多くありました。ご紹介されているものを掲載しています。市民意見の代表的なものをご紹介しますので、自分事として、できることから取り組みましょう。

※下線のある取組は、環境省ホームページにてデコ活アクションとして紹介されているものです。

ごみ削減

- ・ ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
- ・ はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
- ・ ものを大切にし、不要なものは買わない
- ・ リユース容器を活用する

移動

- ・ どこでもつながれば、そこが仕事場に（テレワーク）
- ・ 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
- ・ できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
- ・ 宅配便は一度で受け取る

食

- ・ 食品の食べ切り、食材の使い切り
- ・ 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
- ・ 期限の近い割引商品を選択する

省エネ

- ・ 電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む
- ・ LED・省エネ家電などを選ぶ
- ・ 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
- ・ クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
- ・ ひとつの部屋で、みんなで過ごす

再エネ

- ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
- ・ マンションの理事会で太陽光パネル設置を提案する

このほか、「自身のカーボンフットプリントを知る」といった情報・知識に関することや、「選挙の投票でアクションする」「一緒に行動できる仲間を増やす」などの行動に関する意見も出されました。

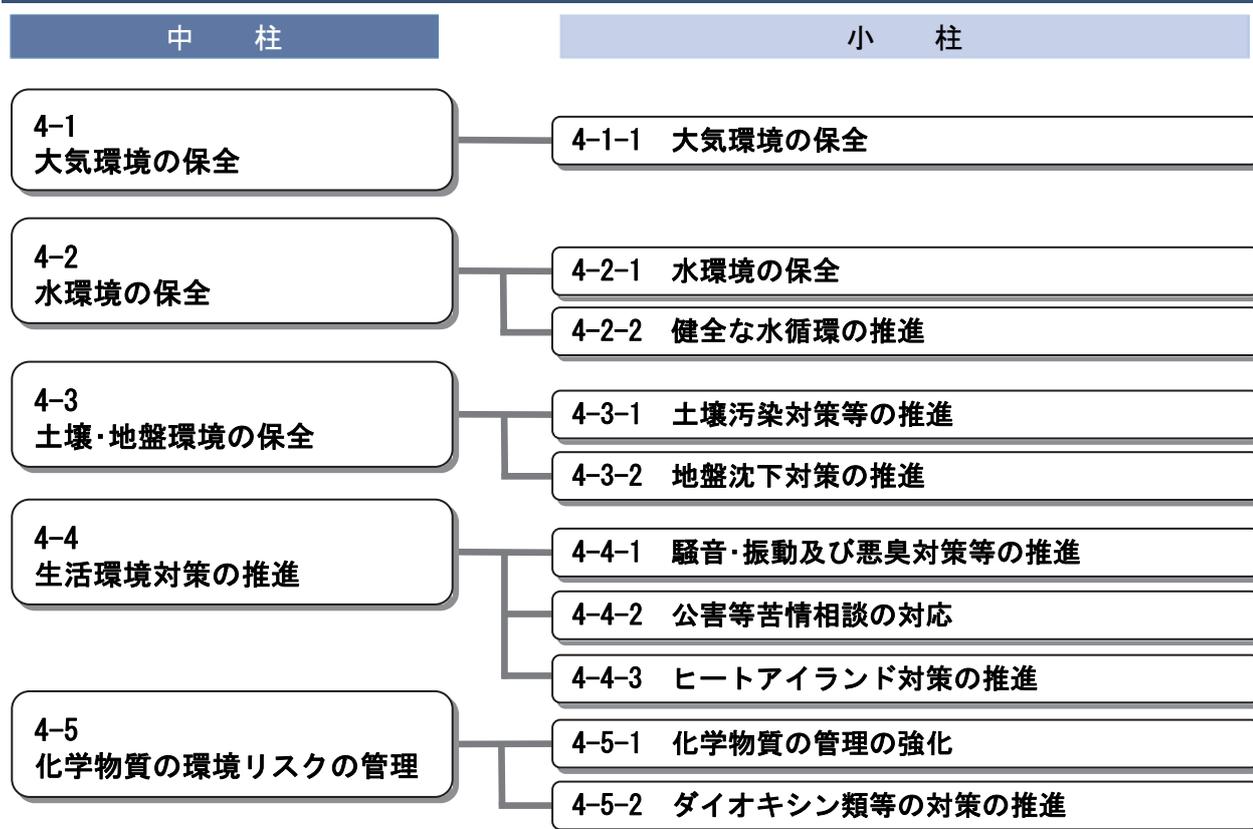
4 大気・水環境等の保全

【基本方針】

健康で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、航空機騒音、自動車騒音などの公害に関する監視や未然防止などの取組を行っていきます。

施策の体系



現況と課題

【現況】

- 大気の状態については、市内5箇所の測定局において、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）等といった大気汚染物質を測定しています。
- 水質の状態については、市内3河川（柳瀬川、東川、不老川）において計12地点で水質の測定を行っています。
- 市内の大気・水環境は、法令による各種規制や市民との協働等によって、改善傾向にあります。
- 公害等の苦情相談件数は、横ばいの状況が続いています。苦情件数の内訳としては、悪臭（野焼き）、騒音（解体工事）が中心です。
- 環境中への化学物質の総排出量と廃棄物や下水に含まれる移動量は、市を通じて国に届け出る制度（PRTR制度）の運用により、把握しています。
- 大気中、水質中、土壌中のダイオキシン類の調査を毎年実施しており、すべての地点で環境基準を達成しています。
- 市内10箇所の公共施設等で空間放射線量を測定しています。2022（令和4）年度の結果（年間換算値）は全地点で、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般の人の平常時の放射線量の限度（自然放射線等を除く）である1mSvを下回っていました。

【課題】

- 光化学オキシダント（Ox）等の広域的な環境問題は、引き続き、国・県や近隣自治体と連携した監視と対策が必要です。
- 法令による各種規制基準に不適合である事業者に対する指導の継続が必要です。
- 公害等の苦情相談については、事業所等への規制・指導の他に、個人の環境意識の向上を図ることや広域的な連携、関係機関との調整が必要です。

【今後の方向性】

大気・水質等の環境の監視を継続して実施するとともに、広域的な環境問題（例：光化学オキシダント（Ox））については、国・県と連携した監視と対策を実施していきます。

また、今後増加が見込まれる、アスベスト使用建物の解体等によるアスベストの飛散防止対策に関する指導及びリスクコミュニケーションの促進を行っていきます。

公害等の苦情相談については、事業所等への規制・指導の他に、個人の環境意識の向上を図ることや、広域的な連携、関係機関との調整を行っていきます。

施策の内容

4-1 大気環境の保全

市内の大気環境の状況は、大気汚染にかかる環境基準を概ね達成していますが、光化学オキシダント（Ox）の環境基準は未達成の状況が続いているなど、課題もあります。引き続き監視を続け、大気環境保全に資する取組を行っていきます。

4-1-1 大気環境の保全

市内の大気汚染は、主に自動車の排気ガスに加え、工場・事業場から排出される粒子状物質や窒素酸化物等によって引き起こされています。また、光化学オキシダント（Ox）及び微小粒子状物質（PM2.5）については、濃度の低減に向けた広域的な対策・協力が必要となっています。

取組施策	実施主体
① 大気に係る環境基準の適合状況を把握するため、常時監視測定局（一般環境：3局、沿道環境：2局）を運用します。	市
② 大気環境を保全するため、法令に基づく排出ガスの規制基準等を遵守するよう工場・事業場への立入検査・指導を行います。	事 市
③ 自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリング・ストップの励行を推進します。	市民 事 市
④ ふんわりスタート・ふんわりブレーキなどを実践するエコドライブの普及を推進します。（再掲）	市民 事 市
⑤ エコ通勤や乗合い乗車等を推奨し、マイカーの利用自粛を呼びかけます。（再掲）	市民 事 市
⑥ 自動車の移動に伴う温室効果ガスを抑制するため、渋滞緩和につながる道路整備を進めます。（再掲）	市
⑦ 光化学オキシダント（Ox）やPM2.5による健康被害の未然防止を図るため、固定系防災行政無線により光化学スモッグ注意報の発令等を周知します。	市
⑧ アスベストの環境中への飛散を防止するため、吹き付け石綿等を使用する建築物の解体・改修を行う者に対して、関係法令に基づき適切な指導を行います。	事 市

4-2 水環境の保全

水は毎日摂取するものであり、また河川や水路は身近な自然として私たちの生活に深く結びついています。水質保全や水の有効利用など、水環境の保全を図っていきます。

4-2-1 水環境の保全

定期的な水質調査や設備整備、市民への啓発事業の推進などにより、水環境の保全を図ります。

取組施策	実施主体
① 公共用水域や地下水に係る環境基準の適合状況を把握するため、定期的に水質調査等を実施します。	市
② 水環境を保全するため、法令に基づく規制基準を遵守するよう工場・事業場等への立入検査・指導を行います。	事 市
③ 公共下水道の整備や浄化槽設置の推進等により、生活排水の適正な処理を推進します。	市民 事 市
④ 県と連携して浄化槽の点検などに関する啓発を行い、浄化槽の適切な使用や維持管理を推進します。	市民 事 市
⑤ 水質汚濁の防止や生活環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度等を推進します。	市民 市
⑥ 有害物質を使用・貯蔵している事業場に対し、構造基準等の遵守及び適正な管理を指導し、地下水汚染を未然に防止します。	事 市
⑦ 施肥の適正化又は家畜排せつ物の適正処理等を推進し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を未然に防止します。	事 市

4-2-2 健全な水環境の推進

良質な土壌があれば、雨水はゆっくりと地下に浸透し地下水となり、良質な水として生活用水等に活用することができます。このようなかん養対策や雨水の有効利用、また市民が水辺に親しむための取組を行い、良好な水環境を推進します。

取組施策	実施主体
① 地域の市民団体等との協働により、市民が安心して親しめる水辺の創出やせせらぎ水路の維持管理に取り組みます。	市民 事 市
② 樹林地や農地などのみどりの保全を推進し、地下水のかん養対策を推進します。	市民 事 市
③ 透水性の舗装や雨水の流出抑制施設等を整備し、地下水のかん養対策を推進します。	市
④ 雨水貯留槽などを設置し、公共施設をはじめ家庭・事業所での雨水利用を推進します。	市民 事 市

4-3 土壌・地盤環境の保全

土壌汚染は、一度汚染されると汚染状態が長期間にわたるといった特徴があります。また、地盤沈下は、地下水や地下のガスの過度の汲み上げが原因と言われています。これらの事態を起こさぬよう、土壌や地盤の保全に努めます。

4-3-1 土壌汚染対策等の推進

土壌には、水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能など様々な機能があります。土壌環境の保全のため、特に事業者に対し、適切な指導を行います。

取組施策	実施主体
① 土壌環境を保全するため、関係法令に基づき、事業者に対して適正な土壌汚染調査の実施と対策の実施を指導します。	事 市
② 有害化学物質による土壌汚染を未然に防止するため、関係法令に基づき、事業者に対して化学物質の適正管理の徹底を指導します。	事 市
③ 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例に基づき、たい積する土砂の高さやのり面の勾配等を指導し、無秩序な土砂のたい積を防止します。	事 市

4-3-2 地盤沈下対策の推進

埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、地下水の採取を制限することにより地盤沈下対策を推進しています。引き続き県とも歩調を合わせ、対策を推進します。

4-4 生活環境対策の推進

人々が日々の暮らしを安心して送ることができるよう、生活環境対策を推進します。

4-4-1 騒音・振動及び悪臭対策等の推進

騒音・振動・悪臭は、日常生活との関係が深く、公害の中でも人の感覚を刺激して不快感をもたらす感覚公害といわれています。これらを防止するため、工場、事業場等に対する規制や指導をはじめ、個人の環境に対する意識の向上を図るなどのきめ細かな対応を進めます。

取組施策	実施主体
① 騒音に係る環境基準の適合状況を把握するため、騒音の測定や解析を実施します。	市
② 工場・事業場の操業や建設作業に伴う騒音・振動の対策を推進するため、規制基準を遵守するよう立入検査・指導を行います。	事 市
③ 渋滞の緩和のため道路整備などを進め、交通量の分散化による自動車交通騒音・振動対策を進めます。	市
④ 低騒音舗装の整備など道路構造対策や道路の適正な維持管理を推進し、路面状況から発生する騒音・振動を抑制します。	市
⑤ 航空機による騒音の状況を県や近隣自治体と連携して把握します。	市
⑥ 飲食店等から発生する深夜営業騒音を防止するため、カラオケなど音響機器の使用方法等の指導を行います。	事 市
⑦ 日常生活で発生する騒音によるトラブルの防止のため、近隣騒音に係る知識の普及やマナー・モラルの向上を呼びかけます。	市民 事 市
⑧ 農畜産業者や飲食店等から発生する悪臭を防止するため、管理状況の改善や原因物質の抑制策などの指導を行います。	事 市
⑨ 野焼き等の屋外燃焼行為の禁止を指導します。	市民 事 市
⑩ 鉄道による騒音や振動の軽減を図るため、武蔵野線公害対策連絡協議会等の関係団体を通じて、鉄道会社に取組を促します。	事 市
⑪ 屋外照明の増加や照明の過剰な使用等による生活環境の悪化等に対して光害対策ガイドライン（環境省作成）に基づき、適切に指導します。	事 市

4-4-2 公害等苦情相談の対応

公害等の苦情相談窓口寄せられる相談に対し適切に対応を行うことで、市内の公害問題のさらなる解消に貢献します。

取組施策	実施主体
① 騒音・振動、悪臭などの公害等苦情相談の窓口を設置し、寄せられた相談の原因究明の調査や改善指導等を行い、相談の解決に向けて適切に対応します。	市民 事 市

4-4-3 ヒートアイランド対策の推進

関東大都市圏に位置する本市では、地表面におけるアスファルト・コンクリート、建物・自動車等からの排熱、密集した建物による風のとおり道の阻害等、ヒートアイランド現象となる要因が多く存在します。これらの要因による気温上昇により、熱中症等の発生や農作物等への影響が懸念されます。ヒートアイランド対策のため、みどりの保全と創出や次世代自動車普及推進などの取組を行います。

取組施策	実施主体
① みどりの保全と創出を推進し、樹木が持つ蒸散作用による気温低減効果の活用を推進します。（再掲）	市
② 熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT）等の情報提供や、クールビズ、クールシェアスポット等の普及を推進します。（再掲）	市民 事 市
③ 道路、公園、学校などの公共公益施設の緑化に取り組みます。（再掲）	市民 事 市
④ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（エコカー）の普及を推進し、自動車排熱の低減に努めます。	市民 事 市
⑤ 住宅や事業所における省エネルギー機器・設備の導入を推進し、住宅設備等から排出される排熱の低減に努めます。	市民 事 市



燃料電池自動車(FCV)

4-5 化学物質の環境リスクの管理

化学物質は便利な反面、人体に有害な物質も数多くあり、野生生物の生息・生育に影響を与え生態系に影響を与える場合もあります。化学物質の適正な管理を強化するとともに、市民・事業者・市の協働により正確な情報を共有し、環境リスクを低減させていきます。

4-5-1 化学物質の管理の強化

目に見えない化学物質による環境への影響を防止するためには、行政においてリスクや市内の使用状況を把握し、適正に管理することが重要です。また、事業者や市民とのコミュニケーションを推進し、関係法令に基づいた自主的な管理の推進や環境リスクに対する不安等への対応を行います。

取組施策	実施主体
① 化学物質による環境への影響を未然に防止するため、関係法令に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理を推進します。	事 市
② 市内で使用されている化学物質について、PRTTR制度に基づき、化学物質の性状及び管理、排出状況などの情報を把握し、市民に公表します。	市
③ 市民・事業者・市による化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、環境リスクに対する不安等に適切に対応します。	市民 事 市

4-5-2 ダイオキシン類等の対策の推進

本市では、1997（平成9）年度から大気、水質、土壌のダイオキシン類調査を実施し、現在、すべての項目で環境基準を下回っています。また、市内の空間放射線量の監視として、市内10地点で測定を行い、公表しています。測定結果は、平常時の放射線量の限度（自然放射線を除く）を下回っており、日常生活に支障のない値となっています。引き続きこれらの調査を適切に実施し、公表していきます。

取組施策	実施主体
① ダイオキシン類等に係る環境基準の適合状況を把握するため、大気、水質等の環境中ダイオキシン類濃度を定期的に調査します。	市
② ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、廃棄物焼却炉の設置者に対して規制基準を遵守するよう立入検査や指導等を行います。	事 市
③ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の影響を把握するため、空間放射線量の調査・測定を適切に実施します。	市

目標指標 (5項目)

No. 9 大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率					単位：%				
基準値※1	100	関係する主な施策体系 (中柱)		4-1 大気環境の保全					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	100	100	100	100	100	
説明	大気規制対象事業所の各施設に定められている排出基準等の適合率です。目標値は、毎年度 100%の達成・維持を目指すものです。								

No. 10 水環境にかかる環境管理目標の達成率					単位：%				
基準値※1	100	関係する主な施策体系 (中柱)		4-2 水環境の保全					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	→		目標値	100	100	100	100	100	
説明	生物化学的酸素要求量やカドミウム等の水質汚濁に係る環境管理目標のうち、目標を達成しているものです。目標値は、毎年度 100%の達成・維持を目指すものです。								

No. 11 土壌汚染拡散防止率					単位：%				
基準値※1	96	関係する主な施策体系 (中柱)		4-3 土壌・地盤環境の保全					
最終目標値※2	100	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	97	98	99	100	100	
説明	対象事業所のうち、土壌汚染防止のため、汚染拡散防止措置が実施された数です。目標値は、2027年度までに 100%達成を目指すものです。								

No. 1 2 苦情相談解決率				単位：%				
基準値※1	93.2	関係する主な施策体系 (中柱)	4-4 生活環境対策の推進					
最終目標値※2	95	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	→		目標値	95	95	95	95	95
説明	公害等について寄せられた苦情・相談解決率です。目標値は、毎年度95%達成・維持を目指すものです。							

No. 1 3 化学物質排出量				単位：t				
基準値※1	22.1 2020年	関係する主な施策体系 (中柱)	4-5 化学物質の環境リスクの管理					
最終目標値※2	基準値以下	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↘		目標値	基準値以下				
説明	市域における化学物質の排出量です。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のない2020年度(2019年4月～2020年3月実績値)を基準値とし、毎年度基準値以下を目指すものです。							

※1 断りのない限り、2022(令和4)年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。

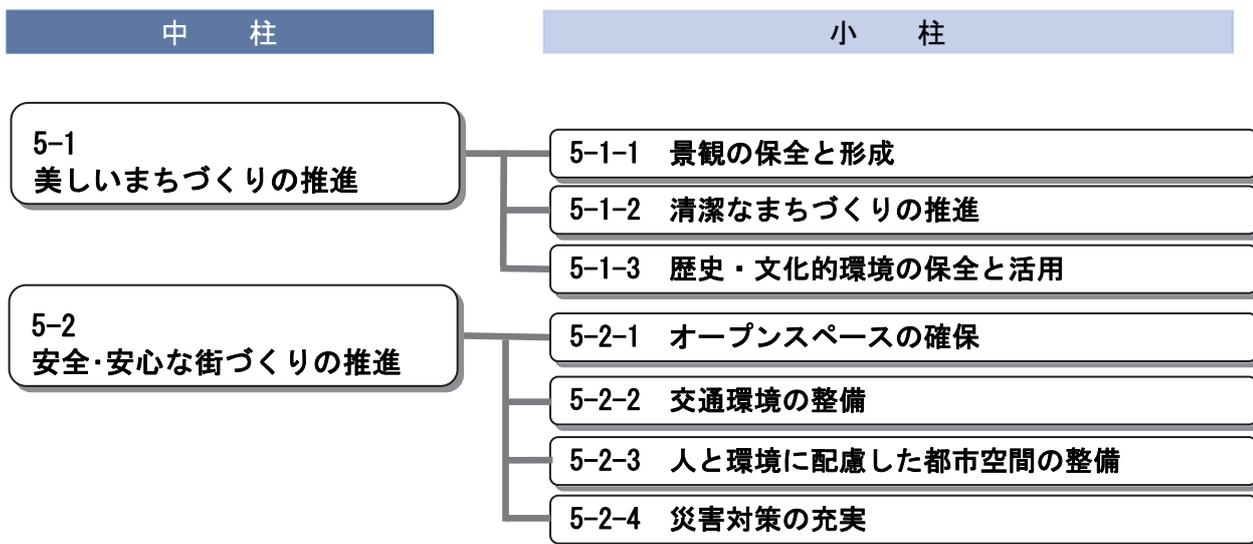
5 魅力的な都市環境の創造

【基本方針】

魅力的でいつまでも住み続けたい環境づくりに取り組みます

景観の保全や形成、清潔なまちづくりの推進や誰しものが安心して暮らせるよう、道路整備・交通環境整備、災害対策に取り組みます。

施策の体系



現況と課題

【現況】

- ・狭山丘陵をはじめとするみどりや、所沢駅周辺の中心市街地における、昔ながらの街並みと新しい街並みが混在する景観など、様々な表情を持った街の景観が見られます。
- ・良好な景観の形成を進めるため、景観の特性を踏まえ、市内を3つのゾーンに区分し、景観形成基準を定め、良好な景観への誘導を行っています。
- ・交通手段として環境への負荷が少ない自転車が広く利用されているため、自転車による交通事故を防ぐ啓発活動等を行っています。
- ・首都直下地震や自然災害に備え、指定避難場所の整備、災害備蓄の充実、災害時の市民への情報伝達方法の拡充や避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援体制の構築などに努めています。
- ・遊び、休憩、防災など様々な用途に利用され、市民の憩いの場となるオープンスペースの整備を推進しており、整備面積は緩やかに増加しています。
- ・市内には2023（令和5）年度において、国、県、市が指定する文化財は計106件あり、また、土器や石器等が土地に埋蔵されている区域（埋蔵文化財包蔵地）は現在165箇所確認されています。
- ・市民の文化財保護意識の向上を図るため、文化財を活用したイベントや、出前講座等を実施しています。

【課題】

- 住宅地、工場、資材置き場等の開発が進むことによる、武蔵野の面影を残す雑木林などの景観の減少を防ぐため、これらの景観の保全が求められています。
- 安全な歩道や自転車道の整備など、歩行者・自転車利用者の視点からの道路整備や交通安全対策が必要です。
- 大規模災害に備えた避難場所の整備の推進、情報伝達体制や要支援者の支援強化などが求められています。
- 都市公園の整備については、今後、人口減少が見込まれる中で、規模や利用形態、地域特性なども踏まえ、地域バランスを考慮しながら進めていくことが必要です。

【今後の方向性】

市民意識調査における本市の街並みや景観への満足度に関する設問に対し、「満足」と答えた人が少ない地区において、街づくりに関する講座などを開催し、地域の特性を活かした街づくりを推進します。

また、所沢らしい良好な景観を次世代へ継承していくため、「とことこ景観資源」の登録数を増やすとともに、地域や団体による景観まちづくりの市民活動を充実させます。



金仙寺

施策の内容

5-1 美しいまちづくりの推進

美しい街の姿は、人の心を落ち着かせ、豊かにします。周辺と調和のとれた、本市らしい美しいまちづくりを推進します。

5-1-1 景観の保全と形成

周辺と調和のとれた美しい景観を保全・形成することで、人々の心が安らぐような都市環境を創出します。

取組施策	実施主体
① 「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」に基づき、街並みやみどりと調和した色彩の指導や農地・丘陵地の景観の保全など地域の特性を活かした良好な景観の保全・形成を図ります。	市民 事 市
② 将来にわたり継承すべき良好な景観を有する樹木を景観重要樹木と指定し、保全します。	市
③ 魅力ある市街地の景観を形成するため、電線類の地中化などを推進します。	市

5-1-2 清潔なまちづくりの推進

心地よい都市環境をつくるには、都市計画による整備だけでなく、その環境をきれいに保つ努力が必要です。市民・事業者と協力して、街を清潔に保ち、美観を保つための取組を推進していきます。

取組施策	実施主体
① はり紙・はり札・立て看板の除去などを推進し、街の美観を保ちます。	市
② 市民のごみやたばこ等のポイ捨てに関する市民の環境美化意識を醸成するとともに、街の美化・清掃活動を推進します。	市民 事 市
③ 「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」に基づき、歩行中及び路上喫煙禁止地区の喫煙等に関して適切な指導を行います。	市民 事 市
④ 空き地の適正管理を推進し、火災や犯罪発生等の未然防止に寄与し、清潔な生活環境を保持します。	市民 事 市
⑤ 自治会・町内会等から選出された環境推進員を中心に、地域の環境美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を推進します。	市民 市

5-1-3 歴史・文化的環境の保全と活用

長い時間をかけてこの地に育まれてきた歴史や文化は、本市の様相を後世に伝える貴重な財産です。これらの財産の保存・継承や活用を図るとともに、人々が接する機会を提供することで、本市らしい環境づくりに寄与します。

取組施策	実施主体
① 長い歴史と風土の中で育まれてきた歴史的建造物や伝統文化の保存・継承を図り、歴史・文化的遺産の保存に努めます。	市民 事 市
② 市民の文化財に対する関心と理解を高めるとともに、文化財に関する啓発や、ふれあう機会の提供を推進します。	事 市

5-2 安全・安心なまちづくりの推進

住みよい街であるためには、安心な街であることが重要です。安全・安心なまちづくりに、環境の側面から貢献していきます。

5-2-1 オープンスペースの確保

公園などのオープンスペースは、レクリエーションやスポーツ、休息や語らいなど多くの機能を楽しむことができる場です。大きな公園から身近なポケットパークまで整備を推進し、市民の憩いの場の確保に努めます。

取組施策	実施主体
① 地域の特徴を活かし、多くの人が集う魅力ある公園づくりを推進します。（再掲）	市
② 暮らしに潤いを与える身近な公園の整備を推進します。（再掲）	市
③ こども広場やグラウンド、道路整備に伴うポケットパークなど、オープンスペースの活用を推進します。	市民 市
④ 市街地の貴重なオープンスペース（公園・緑地等）として、生産緑地地区の利用を検討します。	事 市

5-2-2 交通環境の整備

歩行者や車両がともに安全に通行できる交通環境は、交通安全の面からだけでなく、不要な停車等によるアイドリングを減らすことにもつながり、環境保全の面から見ても重要です。また、誰もが利用しやすい交通環境は、脱炭素化にもつながります。そのため、安全な交通環境の整備を行っていきます。

取組施策	実施主体
① 誰でも安全で快適に通行できる交通環境を目指して、歩道等の整備、カーブミラーや標識等の交通安全施設の設置等を推進します。	市
② 徒歩や自転車等の環境負荷が少ない移動を推進するため、車道・歩道間の段差解消に努めます。	市
③ 自転車道の整備を進め、自転車の利用を推進します。	事 市
④ 歩行者や緊急車両の妨げとなる放置自転車を撤去するなど、安全で快適な交通環境を推進します。	市
⑤ 交通ルールやマナーを遵守できるよう市民の交通安全意識の向上に取り組みます。	市民 事 市

5-2-3 人と環境に配慮した都市空間の整備

魅力的な都市空間をつくるには、利便性を向上させると同時に、安心で良好な環境を整備していく必要があります。誰もが安心して心地よい空間をつくるため、人と環境に配慮した都市空間の整備を行っていきます。

取組施策	実施主体
① 建築協定や緑地協定などの緑化制度の普及に努め、地域の緑化を推進します。 (再掲)	市民 事 市
② 用途地域の適正な配置とともに、地区計画や街づくり協定等により地域特性を活かした街づくりを推進します。	市民 事 市
③ 公共施設においては、緑化や省資源・省エネルギーの推進、雨水の有効利用等に努め、環境に配慮した施設整備を推進します。	事 市
④ 公共施設の木質化等において、国産木材の使用を進めます。	事 市
⑤ 開発行為や建築行為の実施に際して、関係法令に基づき、周辺環境への配慮が行われるよう適切な指導を行います。	事 市
⑥ 高齢者や障害者、子どもなど、誰もが自由に、快適に生活できる社会を目指して、公共施設や交通機関等のユニバーサルデザインを推進します。	事 市
⑦ パブリックスペースの活用など、魅力ある街なか空間の創出を目指します。	市民 事 市
⑧ 歩行者空間の整備や、マルシェやキッチンカー、トコトコ健幸マイレージ等の普及を進め、歩きたくなるマチづくりを推進します。	市民 事 市

5-2-4 災害対策の充実

地球温暖化を緩和することで災害を起りにくくする取組も重要ですが、起きてしまった場合の備えも同様に重要です。防災組織・防災施設の整備や災害後も最低限の市の業務を継続できるようにするための計画（BCP）の遂行、治水対策などを推進し、災害に備えます。

取組施策	実施主体
① 気候変動に伴う巨大台風や集中豪雨等による災害時に、市民の生活を守るため、所沢市地域防災計画に基づき、防災組織・防災施設の整備を図ります。	市民 事 市
② 道路、公園、上下水道などの都市施設について、災害予防対策を進めます。	市
③ 所沢市業務継続に関する計画（BCP）に基づき、災害時、優先的に取り組むべき重要な業務を継続的に実施し、迅速な行政機能の復旧に努めます。	市
④ 調節池等の築造や維持管理により、浸水被害の軽減を図ります。	市
⑤ 河川・水路・都市下水路の整備を進め、適切な維持管理により、氾濫による浸水被害を防止します。	市
⑥ 開発に伴う雨水の流出を抑制するため、事業者へ適正な指導を行います。	事 市
⑦ 集中豪雨時の浸水・冠水被害発生状況を調査し、被害が頻繁な地区に対して雨水対策（雨水管の布設、雨水浸透井の築造等）を実施します。	市
⑧ 老朽化した木造住宅等が密集するなど防災上の課題がある地区では、道路の拡幅や防火地域・準防火地域の指定などにより、市街地の安全性の向上を進めます。	事 市
⑨ 災害時に発生する多量のごみを円滑に処理するため、所沢市災害廃棄物処理計画を策定し、体制整備を進めます。（再掲）	市

目標指標（2項目）

No.14 住宅・住環境に関する施策の満足度					単位：%				
基準値※1	44.8	関係する主な施策体系 (中柱)		5-1 美しいまちづくりの推進					
最終目標値※2	70	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	68	68.5	69	69.5	70	
説明	住宅・住環境の施策に対する市民満足度を測る指標です。市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「住宅・住環境」に関する項目に対し「満足」「まあまあ満足」と答えた人の割合です。目標値は、2028年度までに70%の満足度を目指すものです。								

No.15 市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）					単位：㎡/人				
基準値※1	4.25	関係する主な施策体系 (中柱)		5-2 安全・安心なまちづくりの推進					
最終目標値※2	4.61	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028	
方向性	↗		目標値	4.39	4.45	4.52	4.57	4.61	
説明	市内に整備された公園の市民1人当たりの面積です。目標値は、2028年度までに4.61㎡の確保を目指すものです。								

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。



所沢航空記念公園

【横断的施策】

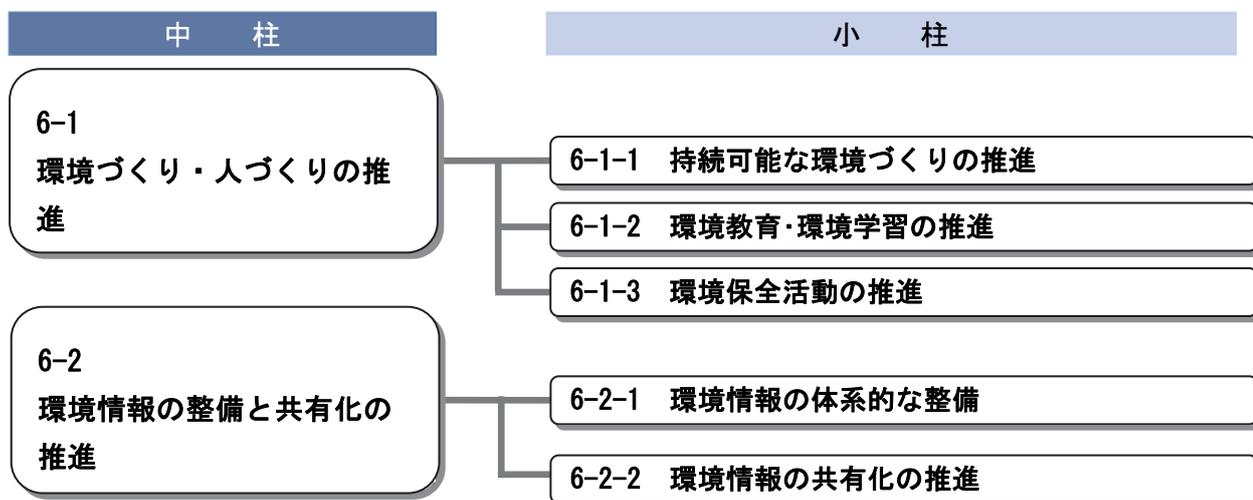
6 ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

【基本方針】

みんなで実践する環境づくりに取り組みます

市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組んでいくために、各主体の取組を支援し、学校や社会における環境教育・環境学習の充実を図ります。

施策の体系



現況と課題

【現況】

- 本市では、子どもたちへの環境学習として、環境保全に関する副読本を作成し、充実を図っています。また、環境保全・創出に関する行動への変革を推進するため、学習の場や、機会の提供として、環境イベントや環境講演会などの環境学習関連事業を開催しているほか、行政に関する様々な情報を提供する「まちづくり出前講座」により、環境学習を支援しています。
- 本市の環境の現況や取組実績、各種データ等は「所沢市の環境」などの各年次報告書において公開しています。
- 市民や団体と連携・協力して、街の美化活動や緑化活動などの環境保全活動を進めています。
- 自治会・町内会等による地域の環境保全活動を推進するため、必要な支援を行っています。
- 本市では、環境に関する情報を、多くの市民に知ってもらうため、広報紙や市ホームページ等の様々な媒体やイベント等を活用し、情報発信を行っています。

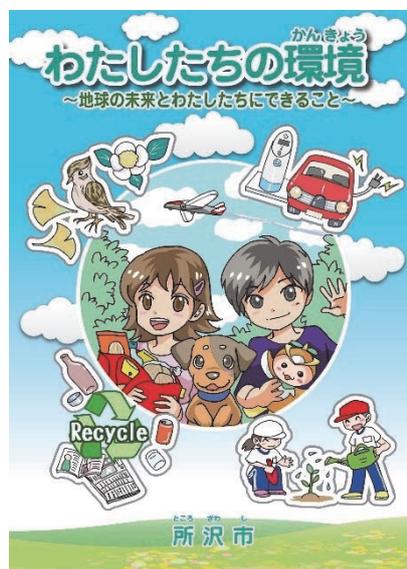
【課題】

- 子どもから大人、家庭から地域へ環境意識を波及させることで、環境意識の高揚を図り、市域一体となった環境保全活動に取り組むことが求められています。
- 環境学習の一層の推進を図るため、環境教育に関わる人材や指導者の育成が必要です。
- 各主体との協働や環境保全活動・配慮行動のさらなる活発化のためには、啓発、情報提供、活動の支援、活動の場の提供、情報交換の場の設定等が求められています。
- 環境に関する情報をより広く知ってもらうため、時代やターゲットに合わせた媒体の活用など、効果的な情報発信の必要があります。

【今後の方向性】

情報提供の充実のため、提供方法や内容等の工夫のほか、環境に関する啓発が効果的なものとなるよう、手法の継続的改善を行っていきます。

また、環境教育・学習の充実を図るため、エコツアー等のイベントを開催します。環境に関する講座については、受講者の年齢や立場に合わせた内容にするなど、実施方法の工夫を行っていきます。



施策の内容

6-1 環境づくり・人づくりの推進

環境問題に対する取組は、行政だけが行うのではなく、市民・事業者・市など様々な主体が協働して実施していくことが重要です。みんなで環境をつくる取組を進めることで、環境を大切にする人づくりにもつながっていきます。

6-1-1 持続可能な環境づくりの推進

これから先、何もしなければ地球温暖化は加速し、有限な化石燃料も枯渇する可能性が指摘されています。省エネや廃棄物の削減などによる温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの導入による創エネ等の取組により、持続可能な環境づくりを推進します。

また、地球温暖化対策や「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組は世界的な課題であり、国際的な連携が必要です。それぞれの都市が、その都市の特徴を活かしながら、各分野の取組を進めていくことが求められています。

取組施策	実施主体
① 世界首長誓約やIURC（国際都市地域間協力プロジェクト）の参加などにより、国際的な枠組に地域から貢献します。	市民 事 市
② 市域における温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。（再掲）	市
③ 市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図るため、所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において削減目標を設定し、毎年度排出量を算出するなど、計画的な削減対策に取り組みます。（再掲）	市
④ 市民団体・学校等との協働により、市民の環境意識の向上を図り、環境の保全と創出に関する行動への参加を推進するため、所沢市環境教育等に関する行動計画を策定します。	市
⑤ 国や県、近隣自治体等との連携・協力を推進し、環境の保全・創出に関する広域的な課題に取り組みます。	市
⑥ 脱炭素経営に資する事業者の取組を推進するため、事業者ネットワークを構築します。	事 市
⑦ 本計画の基本理念や基本方針等に基づき、市政全般にわたって環境配慮型の行政運営を推進します。	市
⑧ ペーパーレス化や生産管理のシステム化、IoTの導入など、事業活動のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。	事 市
⑨ 再生可能エネルギーの普及を推進するため、公共施設に太陽光発電システムなどを積極的に整備します。（再掲）	市
⑩ 市民・事業者への啓発・情報発信を通じて、再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品など環境への負荷の少ない製品の購入や利用を推進し、資源の有効利用やごみの削減に努めます。（再掲）	市民 事 市

- ⑪ 市では、節電や隣階への階段利用などのエコオフィス活動を率先して行います。 市
- ⑫ 環境課題や地域課題の解決に向けて、GX（グリーントランスフォーメーション）の手法について情報収集を進めます。 市

6-1-2 環境教育・環境学習の推進

市民の環境意識を高めるには、教育・学習や参加の場を整えることが重要です。また、学校での環境教育も重要であり、子どもが学習することで、子から親、家庭から地域への波及効果も期待されます。そのため、持続可能な社会の実現に向けて、環境教育の充実を図ります。

取組施策	実施主体
① 市民の環境意識を醸成し、環境の保全・創出に関する行動への参加を推進するため、環境講演会や環境イベント、出前講座などを開催します。	市民 事 市
② 市民と行政が意見交換する場を創出し、脱炭素に向けた機運の醸成を図ります。	市民 事 市
③ 環境の保全・創出に関する小学生用副読本等の教材の作成により、環境教育の充実を図ります。	市民 市
④ 教育現場での「持続可能な開発のための教育（ESD）」の研究や実践を通じて、環境教育に携わる教員の育成を推進します。	市
⑤ 事業者や教育機関、研究機関などと連携した実証事業を行い、行動変容につながる施策を検討します。	市民 事 市
⑥ リユースやリサイクルに関する体験講習会等を開催し、市民の「もったいないの心」を醸成します。（再掲）	市民 事 市
⑦ 市民参加による「身近な生きもの調査」などに取り組みます。	市民 事 市
⑧ 市民団体等が行うこどもエコクラブの活動を支援し、子どもたちの環境教育の機会を創出します。（再掲）	市民 事 市
⑨ 市職員の環境保全・創出に関する意識の向上を図るため、「環境」をテーマとした職員研修を実施します。	市
⑩ 「地球にやさしい学校の手引き」を作成し、学校での主体的な環境の保全・創出に関する取組を推進します。	市
⑪ 小・中学校において、身近なみどり（学校ファーム・ピオトープ・学習林等）の活用により、環境教育を推進します。（再掲）	市
⑫ 小・中学生が環境に係るテーマについて大人たちと意見交換をする機会を設け、環境学習で得た知識の共有を促進します。	市民 事 市
⑬ 市民の生物多様性に対する理解や関心を高めるため、環境学習や普及啓発活動を推進します。（再掲）	市民 事 市
⑭ 市民の自然とのふれあいや環境学習の機会の創出などを図るため、身近なみどりで自然を楽しむ活動等を行う市民団体の活動を支援します。（再掲）	市民 市

6-1-3 環境保全活動の推進

各主体や地域での自発的な取組が効果的に行えるよう、これらを含めた市民活動の支援を行います。

取組施策	実施主体	
① 自治会・町内会等への参加促進やネットワーク化、市民グループ等への支援を行い、地域による環境保全活動の充実を図ります。	市民	市
② 自治会・町内会等から選出された環境推進員を中心に、地域の環境美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を推進します。(再掲)	市民	市
③ 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするために、市民との協働による公園管理を推進します。(再掲)	市民	事 市
④ 樹林地の保全活動を推進するため、「みどりのパートナー(保全団体)」などの市民協働による活動を推進します。(再掲)	市民	事 市
⑤ 街中における憩いの場などを創出するため、「みどりのパートナー(緑化団体)」の活動を推進します。(再掲)	市民	事 市
⑥ みどりの質を高め、将来に継承するため、緑地保全制度が指定された樹林地等において市民・市民団体との協働による適切な保全管理を進めます。(再掲)	市民	事 市
⑦ 市民との協働により、河川の保全活動や清掃活動等を行い、水辺環境を保全します。(再掲)	市民	市
⑧ 地域の市民団体等との協働により、市民が安心して親しめる水辺を創出し、多自然川づくりを推進します。(再掲)	市民	市



樹林地の保全活動

6-2 環境情報の整備と共有化の推進

市で所有する情報を様々な媒体を用いて公開することで、市民・事業者・市の相互の情報共有を図ります。

6-2-1 環境情報の体系的な整備

行政は各種データが集約されるという機能があり、それらを公開するのは行政の一つの役割です。市民や事業者が情報にアクセスしたい時に、分かりやすい形でアクセスできるよう、体系的な情報整備を進めます。

取組施策	実施主体
① 大気汚染や水質汚濁などに関する環境監視・測定システムの充実を図り、国や県と連携して、データ等を即時公表します。	市
② 再生可能エネルギーに係る市民意識の醸成を図るため、市ホームページによりメガソーラー所沢等の稼働状況などを即時公開します。	市
③ 市民がごみの分別等の情報を手軽に入手できるようにスマートフォン用アプリケーションの提供を行います。	市
④ 本計画の進捗状況を明らかとするため、環境の状況や取組実績をまとめた「所沢市の環境」を公表します。	市
⑤ ごみ処理量やごみ減量・資源化に係る実績等をまとめた「清掃事業概要」を公表します。	市
⑥ 大気汚染や水質汚濁などの監視・測定データをまとめた「環境データブック」を公表します。	市

6-2-2 環境情報の共有化の推進

近年はインターネットやスマートフォンの普及に伴い、情報へのアクセスの仕方も多様化しています。情報をより身近に感じ、参加につなげてもらえるよう、多様な広報媒体を活用した環境情報の発信を行います。

取組施策	実施主体
① 広報紙、市ホームページ、ほっとメール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の様々な広報媒体を利用して、関連事業やイベントなどの環境情報を発信します。	市
② 市民の環境意識を醸成し、環境の保全・創出に関する行動への参加を推進するため、環境講演会や環境イベント、出前講座などを開催します。（再掲）	市民 事 市

目標指標（2項目）

No.16 環境学習関連講座の参加者数				単位：人				
基準値※1	2,776	関係する主な施策体系 (中柱)	6-1 環境づくり・人づくりの推進					
最終目標値※2	3,600	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↗		目標値	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600
説明	環境関連の出前講座や施設見学会等の環境学習関連講座に参加した人数です。目標値は、毎年200人の増加を目指すものです。							

No.17 市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等による環境情報の発信件数				単位：件				
基準値※1	1,871	関係する主な施策体系 (中柱)	6-2 環境情報の整備・共有化の推進					
最終目標値※2	2,400	年度目標値	年度	2024	2025	2026	2027	2028
方向性	↗		目標値	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
説明	市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等による環境情報の発信件数です。目標値は、毎年度100件の増加を目指すものです。							

※1 断りのない限り、2022（令和4）年度における現状の値です。

※2 断りのない限り、2028年度における目標の値です。

